

令和 7 年度

荒川区中小企業融資制度のご案内



荒川区では、区内産業の振興を図るとともに、区内中小企業の事業経営の安定と経営基盤の強化を支援するため、区内中小企業の皆さんが、必要な事業資金の融資を低利で受けられるよう、荒川区取扱金融機関に融資をあっせんする制度を設けています。

この制度は、区のアっせんを受けて、皆さんに金融機関から融資が実行された場合に、区がご返済中の利子の一部及び信用保証料の全額又は一部を補助するものです。是非ご利用をご検討ください。

◎ 融資制度の詳細、セーフティネット保証に関するお問合せ

荒川区 産業経済部 経営支援課 融資係
(荒川区役所本庁舎 6 階 ⑥番窓口)

〒116-8501 荒川区荒川二丁目 2 番 3 号

TEL 3802-4684
又は 3802-3348 (いずれも直通)
FAX 3803-2333

荒川区 HP



◎ 荒川区役所案内図

交通アクセス

JR 常磐線 三河島駅から 徒歩約 10 分
千代田線・京成線 町屋駅から 徒歩約 12 分
都電荒川線 「荒川二丁目」又は
「荒川区役所前」から 徒歩約 4 分



○ この制度を利用できる方は 次の1～6のすべての要件を満たしていることが必要です

- 1 下表のとおり荒川区内に営業の本拠が引き続き1年以上あり^{※1}、かつ、同一事業を引き続き1年以上営んでいる^{※2}中小企業者等であること（創業支援融資を除く）（P.12 Q 8 参照）

個人の場合	荒川区内に事業主の住所 又は主たる事業所が引き続き1年以上あること
法人の場合	荒川区内に本店登記かつ本社（営業の本拠地）が引き続き1年以上あること

- ※1-1 個人、法人のいずれの場合も、上記の営業等の実態がない場合や確認できない場合は、対象になりません。
 ※1-2 住所利用や法人登記利用、郵便受取、会議室利用のみといった、利用できる執務スペースのないバーチャルオフィスは、主たる事業所又は本社（営業の本拠地）としてお取り扱いできません。（一つの住所や執務スペースを共用するシェアオフィス、コワーキングスペース等については、お問い合わせください。）
 ※1-3 個人で不動産賃貸業を営む場合は、原則として自宅を主たる事業所とみなします。
 ※2-1 初売上が計上されてから1年以上経過した後、申し込みが可能となります。
 ※2-2 法人成り又は個人成り後に申込む場合、開業届等で事業の継続性が確認できれば、期間は通算して取り扱います。
 ※2-3 個人にあっては、給与所得者の副業とみられる事業は対象になりません。

- 2 申込みをする日までに納付すべき各種税金を完納等していること

【個人の場合】 所得税、事業税 及び 荒川区に納付する区民税[※] 【法人の場合】 法人税 及び 事業税
 ※ 個人事業主が荒川区外在住の場合は、荒川区に区民税（事業所課税分）を納付していること

- 3 東京信用保証協会の保証対象業種であること（P.11 Q 2 参照）

- 4 許認可・届出等を要する事業を営む場合は、その許認可等を受けている又は受けること

- 5 下表の中小企業者の事業規模に該当すること（常時使用する従業員数又は資本金のいずれかが該当すれば対象になります）

業 種	資本金	従業員数	（小規模企業者）
製造業等（建設業・運送業・不動産業・印刷業等を含む）	3億円以下	300人以下	（20人以下）
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人 ¹⁾ 以下	（20人以下）
卸売業	1億円以下	100人以下	（5人以下）
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下	（5人以下）
サービス業	5千万円以下	100人以下	（5人以下）
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	（20人以下）
旅行業	3億円以下	300人以下	（20人以下）
宿泊業（旅館業を除く）、娯楽業	5千万円以下	100人以下	（20人 ²⁾ 以下）
旅館業	5千万円以下	200人 ³⁾ 以下	（20人以下）
医業を主たる事業とする法人（医業を主たる事業とする医療法人・社会福祉法人）	—	300人以下	（20人以下）

（備考）家族従業員、会社役員は従業員に含みませんが、パート・アルバイト等でも事業上不可欠な人員は従業員に含みます。

特定非営利活動法人（NPO法人）の場合：¹⁾ 300人、²⁾ 5人、³⁾ 100人となり、それ以外は記載の従業員数になります。

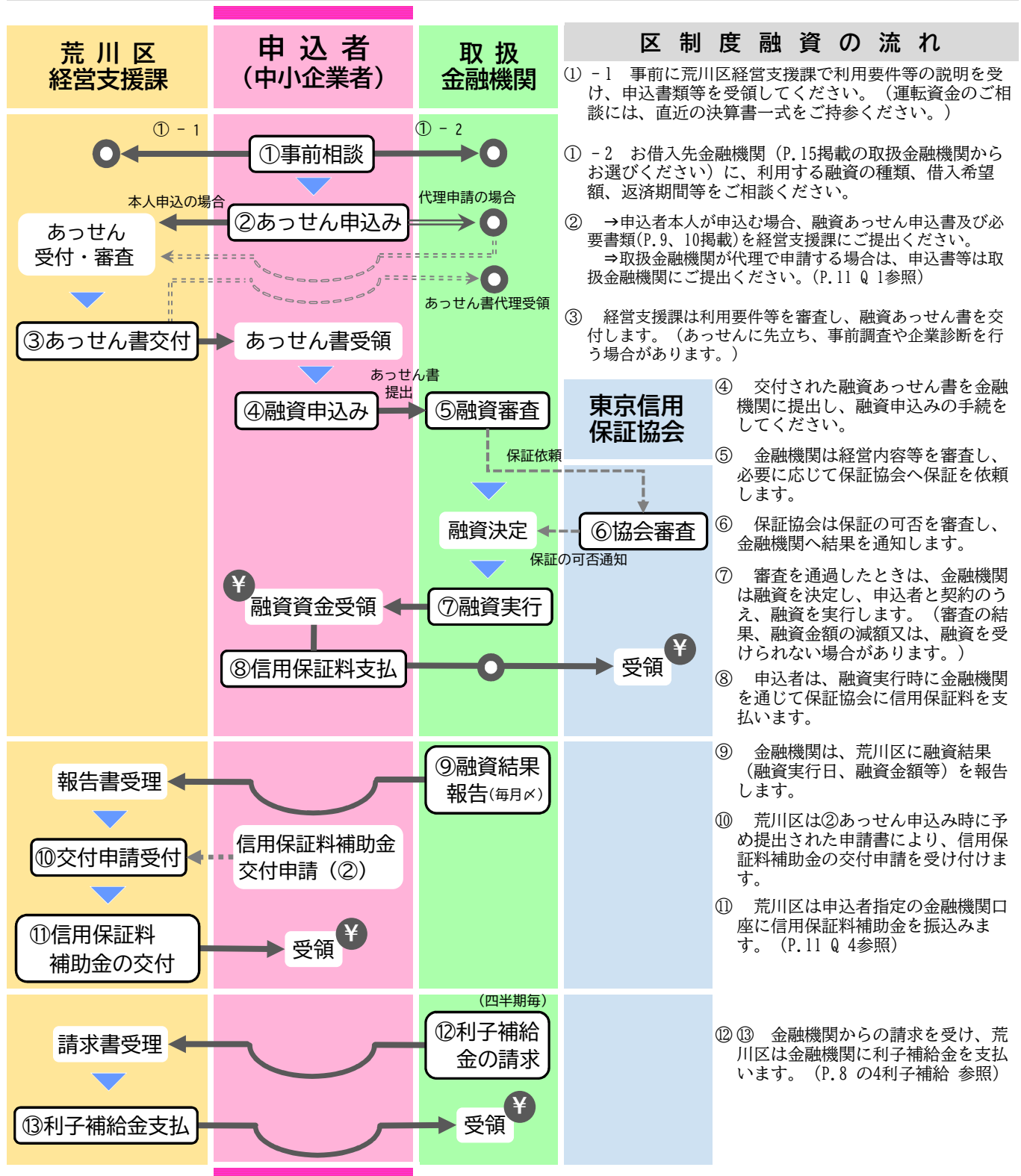
- 6 荒川区暴力団排除条例に規定する暴力団等に該当しないこと、暴力団関係者が経営に関与しないこと、暴力的な要求等の行為を行わないこと

○ 資金使途について 融資資金の使途は、事業経営に必要な次の運転資金又は設備資金とします

運転資金	商品・原材料の仕入、外注費、従業員の給料、地代・家賃、リース料等の短期的・流動的な資金 ※ 生活資金、借入金の返済資金（P.7 の2 借換の融資を除く）、納税資金等は対象になりません。 ※ あっせん1回につき融資限度額は、原則、最新の決算書における <u>上記資金の4か月相当分以内</u> です。
設備資金	機械・設備等購入、店舗や工場等の改築等や更新料・保証金（住宅併用の場合には、事業所部分のみ対象）等の長期的・固定的な資金 ※ <u>購入済み、支払済みの設備等については、原則として融資の対象になりません。</u> ※ あっせん1回につき 融資限度額は、見積書の見積金額以内です。 ※ 車両の購入は、商用車（1・4ナンバー）、事業専用の特殊車両（8ナンバー）に限ります。 ただし、タクシー業は、乗用車（3・5ナンバー）でも可能（その場合、乗用車購入に係るあっせん限度額は400万円以内、返済期間は4年以内です）。 また、介護事業者等の利用者の送迎用車両については、乗用車（3・5ナンバー）でも可能（ご利用時ご相談下さい）。

※ 融資の種類により、運転資金と設備資金を合わせて、運転・設備併用資金として1本の融資でお申込みできます。

○ 申込みから貸付けまで



● 東京信用保証協会とは ●

中小企業者の皆さんが金融機関から事業資金を借入する場合に、「保証人」となって皆さんの資金調達をスムーズにする役割を担う公的機関です。荒川区中小企業融資の借入では、原則として、東京信用保証協会の保証が必要となります。(小規模企業資金融資については必須)

保証にあたっては、①保証資格、②経営者の意欲や信頼性、③資金使途とその効果、④返済能力などを重視して審査します。日頃から帳簿を整理して適正な経理を行い、経営内容の把握を十分にお願います。

なお、保証を受ける場合には、保証内容に応じた信用保証料が必要になります。

荒川区制度融資一覧（詳細については、経営支援課融資係にご相談又はお問い合わせください。）

融 資 の 種 類		ご 利 用 い た だ け る 方
普 通 融 資	運 転 資 金 融 資	中小企業者等
	設 備 資 金 融 資	
	小 規 模 企 業 資 金 融 資	信用保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下※ ₁ （新規申込額を含む。）で、次のいずれかに該当する中小企業者※ ₂ ※ ₁ 事前に信用保証協会の保証付き融資残高をご確認ください。 ※ ₂ 医業を主たる事業とする場合を除き、特定非営利活動法人（NPO法人）は小規模企業資金融資を利用できません。 (1) 常時使用する従業員数が20人（卸売業、小売業・飲食業又はサービス業（宿泊業・娯楽業等を除く）は5人）以下の小規模企業者（P.1の5事業規模の表参照） (2) 東京信用保証協会の保証対象事業を営む事業協同小組合または、その組合員の3分の2以上が東京信用保証協会の保証対象事業を営む事業協同小組合 (3) 組合員の数が20人以下の企業組合 (4) 常時使用する従業員数が20人以下の協業組合 ※ただし、(2)から(4)までの組合は、組合員全員が区内に事業所を有している事業者であること (5) 常時使用する従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人 ※ただし、(1)から(4)までに掲げる事業者を除く。
	借 換	原則として元金返済を6か月以上継続している区制度融資（100％保証）の残債を一本化等するもの ※ 借換残高に運転資金を上乗せするもので、残債のみの借換はできません。（P.7の2借換2参照）
特 別 融 資	環境推進対策融資	環境課においてエコフォワード事業者として認定されており、環境推進対策等に取り組むための資金を必要とし、次のいずれかに該当する中小企業者 (1)SDGs目標達成に取り組む者（生産性向上のため、働きやすい職場環境の整備に必要な経費・健康増進に取り組むために必要な経費・クリーンエネルギーを導入するために必要な経費・廃棄物を減少し再利用資源として取り組むために必要な経費等） (2)ISO14000シリーズ及びISO50001シリーズの資格取得 (3)省エネルギー及び資源リサイクルをするために必要な経費 (4)緑化の推進 (5)公害の発生及び被害防止 (6)低公害車の購入
	設備改善融資	施設、設備を改善し、経営の効率化と生産性の向上を図る者で、次のいずれかに該当する中小企業者 (1)情報システム等の導入または、買替によって経営効果の向上を図る者 (2)機械、設備等（車両を除く）の導入または入替を行う者（新製品に限る） (3)区内の作業場等の新築、改築等を行う者 (4)区内の商業施設（卸売業、小売業又はサービス業（身近な生活を支えるサービス業に限る。）の新築、改築等を行う者 (5)BCP（事業継続計画）に基づく自家発電装置等の設置及び防災関係物品の購入を行う者 (6)火災等により事業施設、資財等に損害が生じ、緊急に復旧のための資金を必要とする者 ※ 損害を事由とするために、消防署等の交付する罹災証明が必要となります。
	経営基盤強化融資	景気低迷や取引先の倒産、金融環境の変化等により事業活動に影響を受け、経営の基盤強化に取り組むための資金を必要とし、次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 景気低迷の影響を受け、最近3か月間（申込月の前月とその前の2か月間（前月の会計処理が済んでいない場合は、前々月とその前の2か月間）の売上高等の合計が前年同期と比較して減少している (2) 取引先の倒産等により、回収不能な売掛債権を有している (3) 取引先の支払い方法の変更等により資金繰りに困難をきたしている ア 売掛金の増加によって、今期の現金回収期間が前期より長期化している イ 受取手形等の増加によって、今期の現金化期間が前期より長期化している (4) 取引先金融機関の破綻等により、資金繰りに困難をきたしている
	小 規 模 企 業 特 別 支 援 融 資	常時使用する従業員数が20人（卸売業、小売業・飲食業又はサービス業（宿泊業・娯楽業等を除く）は5人）以下の小規模企業者（P.1の5事業規模の表参照）

あっせん利率等は、金融情勢の変化に伴い、改定される場合があります。

資 金 使 途	融資限度額 (あっせん1回につき)	年利（表面金利1.9%）		返 済 期 間 (※据置期間1年以内を含む)	保 証 人 及び担保	信用保証料 補 助
		本人負担	区負担			
運転資金	2,000万円	1.4%	0.5%	8年以内*	〔個人〕 原則として不要 〔法人〕 原則として代表者 〔担保〕 必要に応じて	1/2補助
設備資金	2,500万円	1.4%	0.5%	10年以内*		1/2補助
運転資金 設備資金 運転・設備併用	2,000万円	0.6%	1.3%	運転資金 7年以内* 設備資金 10年以内* 運転・設備併用 7年以内*		全額補助
運転資金				7年以内（据置期間なし）		補助無し (本人負担)
設備資金 (2)のみ 運転・設備併用 可能	1,500万円	0.6%	1.3%	設備資金 7年以内* 運転・設備併用 5年以内*	〔担保〕 必要に応じて	全額補助 ただし、(5)・(6)利用時を除き、特別融資3本目以降は1/2補助 注1)
設備資金 (6)のみ 運転資金 運転・設備併用 可能	1,500万円	0.5%	1.4%	設備資金 7年以内* (6)のみ 運転資金 5年以内* 運転・設備併用 5年以内*		全額補助 ただし特別融資3本目以降は1/2補助 注1)
運転資金	2,000万円	0.6%	1.3%	運転資金 5年以内*		全額補助 ただし特別融資3本目以降は1/2補助 注1)
運転資金 設備資金 運転・設備併用	500万円	0.6%	1.3%	運転資金 5年以内* 設備資金 7年以内* 運転・設備併用 5年以内*		全額補助 ただし特別融資3本目以降は1/2補助 注1)

注1）新たに申込む当該特別融資と、申込み時に返済中の特別融資とを合わせて、特別融資の利用が3本以上となる場合、3本目以降の当該特別融資から補助率が1/2になります。（ただし、設備改善融資の(5)、(6)については、利用本数に係らず全額補助）

荒川区制度融資一覧（つづき）

融資の種類		ご利用いただける方
特別融資	季節資金融資	次のいずれかの資金を一時的に必要とする中小企業者 (1) 夏季資金（申込期間）令和7年 6月 2日から同年 7月 31日まで (2) 年末資金（申込期間）令和7年 10月 1日から同年 11月 28日まで (3) 年度末資金（申込期間）令和8年 1月 13日から同年 2月 27日まで
	創業支援融資 （原則として、 責任共有制度対象外）	事業を営んでいない方が、荒川区内において、新たに事業を創業しようとする場合※1（創業した日から1年未満のものを含む。※2）で、次のすべてを満たすこと。 (1) 新たに営もうとする事業は、信用保証協会の保証対象業種に属する事業※3である。 (2) 許認可等を必要とする事業の場合には、その許認可等を受けている又は取得可能である。 (3) 法人として事業を営もうとする場合には、区内で本社登記（事業実態を伴う。）をする。 (4) 具体的な事業計画(第22号様式)を有し、その計画に基づいて区が行う企業診断等により適切と認められること。注1) ※1 荒川区外での創業は、その後荒川区内に移転する場合を含め、対象外です。 ※2 個人から法人化（又はその逆）の後に申込む場合、事業の継続性が認められるときは、通算で1年未満のものが対象となります。 ※3 特定非営利活動法人（NPO法人）は、創業支援融資を利用できません。
	新分野進出等 支援融資	新製品・新技術の開発や成長・発展の可能性のある分野への進出等を行い、経営の活性化を図ろうとする方で、次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 新製品・新技術の研究開発や需要の開拓又は発展の可能性のある分野への進出等に具体的な計画(第25・26号様式)を有し、区が行う企業診断等で適切と認められること注1) (2) 東京都知事等の承認を受けた経営革新計画を有し、その計画に基づく資金
	事業承継支援融資	次のいずれかに該当し、区が事業計画(第27号様式)を審査して適切と認められる中小企業者注1) (1) 事業承継を5年以内に行う見込みを有し、事業計画を策定してその実行に取り組む方 (2) 事業承継を行ってから5年を経過していない事業者で、事業計画を策定して経営の安定化及び事業の活性化等に取り組む方 (3) 経営承継関連保証に係る東京都知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項に係る認定）を受けた方
	工場・社員住宅等 建設資金融資	製造業を営んでいる中小企業者で、区内において工場又は社員住宅（2戸以上）等の新築又は建替え等を行い、経営の活性化を図ろうとする方
	経営改善借換融資	現在返済している区制度融資の残額を、一本にまとめて借換することにより、毎月の返済負担を軽減することができる方で、借り換える区制度融資は、元金返済を6か月以上継続していること。（詳細はP.7の2借換（1）参照のこと）
	共同化融資	区内の中小企業者により組織された団体が共同事業を行う場合

時 限 措 置		原油価格・物価高騰等に係る特別対策
融資の種類		ご利用いただける方
特別融資	経済急変対応融資 【原油価格・物価高騰等 対応】 	令和5年1月から申込の前月までのうち、任意の月の仕入高、材料費又は燃料費※が、前年同月に比べ5%以上増加している中小企業者 ※ 決算書上、仕入高、材料費又は燃料費の計上がない場合、利用できません。（外注費による比較も不可） ※ 法人事業概況説明書、試算表、仕入れ台帳等、比較する月の仕入高等が確認できる書類をお申込み時にご提出ください。

注1）申込前に区の中小企業診断士による専門相談を受けていただく必要があります。

資金使 途	融資限度額 (あつせん1回につき)	年利(表面金利1.9%)		返 済 期 間 (※据置期間1年以内を含む)	保 証 人 及び担保	信用保証料 補 助
		本人負担	区負担			
運転資金	500万円	0.5%	1.4%	1年以内 (据置期間6か月以内を含む)	〔個人〕 原則として 不要	全額補助 ただし特別融資 3本目以降は 1/2補助 注2)
運転資金 設備資金 運転・設備併用	1,500万円	0.5%	1.4%	運転資金 7年以内* 設備資金 10年以内* 運転・設備併用 7年以内*		全額補助
運転資金 設備資金 運転・設備併用	1,500万円	0.5%	1.4%	運転資金 5年以内* 設備資金 7年以内* 運転・設備併用 5年以内*	〔法人〕 原則として 代表者	全額補助 ただし特別融資 3本目以降は 1/2補助 注2)
運転資金 設備資金 運転・設備併用	1,500万円	0.5%	1.4%	運転資金 7年以内* 設備資金 10年以内* 運転・設備併用 7年以内*	〔担保〕 必要に応じて	全額補助
設備資金	4,000万円 (4,000万円を 限度として加算 制度あり)	0.6%	1.3%	10年以内*		申込額1,500万円以内に 相当する部分に限り 全額補助 ただし特別融資3本目 以降は1/2補助 注2)
運転資金	3,000万円 (うち追加資金 は500万円以内)	0.6%	1.3%	7年以内（据置期間なし）		補助無し (本人負担)
運転資金 設備資金	運転資金 1,000万円 設備資金 1億円	0.6%	1.3%	運転資金 5年以内* 設備資金 10年以内*	理事又は役員 全員	申込額3,000万円以内に 相当する部分に限り 全額補助 ただし特別融資3本目 以降は1/2補助 注2)

※ 以下の融資メニューは、今後の社会経済情勢により、年度途中で受付を終了する場合があります

資金使 途	融資限度額 (あつせん1回につき)	年利(表面金利1.9%)		返 済 期 間 (※据置期間1年以内を含む)	保 証 人 及び担保	信用保証料 補 助
		本人負担	区負担			
運転資金	1,000万円	0.3%	1.6%	8年以内*	〔個人〕 原則、不要 〔法人〕 原則、代表者 〔担保〕 必要に応じて	全額補助

注2）新たに申込む当該特別融資と、申込み時に返済中の特別融資とを合わせて、特別融資の利用が3本以上となる場合、3本目以降の当該特別融資から補助率が1/2になります。

○ 融資あっせんの申込みにあたって

1 荒川区の制度融資を複数本利用するときは

ご返済中のものを含め、複数本の区制度融資を同時並行で利用するときは、次の点にご注意ください。

ご利用できる金額

お申込時における区制度融資残高と新たに申し込むお借入金額との合計額は、8,000万円以内です。

同じ種類の融資の同時利用

(1) 普通融資：1つの融資の種類につき複数本の利用が可能

ご希望の融資と同じ種類の普通融資をご返済中の間も、新たにお申込みできます。

ただし、小規模企業資金融資については、信用保証協会の保証付き融資残高と新たに申し込むお借入金額との合計金額は、2,000万円以内となります。

(2) 特別融資：1つの融資の種類につき1本まで利用可能

お申込時にご返済中の特別融資がある場合、その返済が完了するまでは、同じ種類の融資を新たに申し込むことはできません。

例外として、環境推進対策融資、設備改善融資、経営改善借換融資及び共同化融資は、同じ種類の融資を複数本利用できます。

運転資金又は運転・設備併用資金の申込み時期

(1) 資金使途を運転資金又は併用資金とする融資を、複数本同時に申し込むことはできません。

(2) 運転資金又は併用資金の前回の借入日から4か月以上経過した後、新たに運転資金又は併用資金の申し込みが可能となります。

(3) 融資の種類及び資金使途を問わず区制度融資を繰上完済したことがある場合※、繰上完済日から4か月以上経過した後、新たに運転資金又は併用資金の申し込みが可能となります。

※ 借入から2年以上経過した融資 又は元金の4分の3以上を返済した融資を繰上完済した場合は除く。

2 借 換

複数の区制度融資の残債を1本にまとめて借り換えるとき、又は区制度融資の残債に新たに運転資金を追加（上乗せ）し1本で借り換えるときは、次の融資を利用できます。

(1) 経営改善借換融資（責任共有制度対象（80%保証））	
ア 借換対象	お申込時に元金返済を6か月以上継続している区制度融資
イ 申込金額	借換される融資（1本から可）の残債の合計額（＋上乗せする運転資金の額） ※ 運転資金の上乗せは、借換される融資が1本の場合は必須、複数本の場合は任意 ※ 上乗せできる運転資金の額は、運転資金諸経費の4か月相当額（P.10資金使途について参照） 又は500万円のいずれか低い額以内
ウ 返済額	借換により、返済負担の軽減が必要 借換後の毎月の元金返済額（運転資金上乗せ分を含む）≦ 借換前の毎月の元金返済額
(2) 小規模企業資金融資（責任共有制度対象外（100%保証））	
ア 借換対象	お申込時に元金返済を6か月以上継続している区制度融資のうち、責任共有制度対象外（100%保証）のもの
イ 申込金額	借換される融資（1本から可）の残債の合計額＋上乗せする運転資金の額 ※ 借換される融資の本数に関わらず、運転資金の上乗せが必要 ※ 上乗せできる運転資金の額は、運転資金諸経費の4か月相当額以内（P.10資金使途について参照） ※ （信用保証協会保証付き融資残高（借換される融資を除く）＋申込金額）≦ 2,000万円
ウ その他	従業員数等について、小口零細企業保証制度の対象となる小規模企業者であること

追加提出書類

上記(1)又は(2)のお借入れ先とは異なる金融機関からの融資を借り換える場合は、借換される融資の金融機関から、「借換同意及び誓約書(第29号様式)」及び「借換融資実行に伴う完済報告書(第30号様式)」の提出が必要です。

3 信用保証料の補助

区融資制度を利用する場合には、次の信用保証料の補助を受けることができます。

普通融資	信用保証料相当額の2分の1を補助（小規模企業資金融資に限り全額を補助）
特別融資	信用保証料相当額の全額を補助（ただし、環境推進対策融資、設備改善融資の(5)・(6)、創業支援融資及び事業承継支援融資、経済急変対応融資（原油価格・物価高騰等対応）の利用時を除き、特別融資3本目以降のご利用からは、保証料相当額の2分の1を補助）

※ 借換のための融資（P.7の2借換 参照）には、信用保証料の補助はありません。

※ 繰上完済（下記5 返済方法（3）参照）に伴い信用保証料の一部が保証協会から返戻された場合は、区が補助した信用保証料の補助率に応じ、返戻金を区へ返還していただきます。（P.12 Q6 参照）

4 利子補給

融資を利用する方の返済の負担軽減を図るため、区では、利子の一部（P.4、P.6 表中「区負担金利」）を補助しています。なお、次のような場合には利子補給を中止します。

- (1) 偽りの申込み、その他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき。
- (2) あっせんを受けた融資を目的外に使用したとき。
- (3) 融資の対象となった物件を譲渡し、又は貸与したとき。
- (4) 区内に営業の本拠（個人：住所又は事業所、法人：本社）を有しなくなったとき。
- (5) 事業を廃業した場合又は法人を解散したとき。ただし、従前の事業を継続する場合を除く。
- (6) 代位弁済が行われたとき。
- (7) あっせんを受けずに条件変更をしたとき、又は条件変更のあっせんと異なる変更を行ったとき。
- (8) その他要綱等に定める事項に違反したとき。

5 返済方法

- (1) 次の場合を除き、毎月の元金均等割賦払い（割賦回数2回以上）とします。

ア 小規模企業資金融資は、返済期間が6か月以内の場合に限り、一括返済（割賦回数1回）が可能

イ 季節資金融資は、6か月の据置期間を設けた場合に限り、翌月1回での一括返済（割賦回数1回）が可能

- (2) 1回あたりの元金返済額は千円単位とし、端数調整は、必ず最終返済月の元金返済額で行います。

また、最終返済月の元金返済額は、原則、毎月の元金返済額のおおむね2倍以内とします。

- (3) 融資の残債は、最終約定返済日前に全額を一括して繰上完済することができます。

※ 残債の一部のみを繰上返済することはできません。

（一部繰上返済が行われたときは、上記4 利子補給（8）により利子補給を中止します）

6 条件変更（元金据置・返済期間の延長）

現在、区の制度融資をご利用中の方で返済が困難な場合には、元金返済の一時据置、返済期間の延長又はその両方の条件変更を行うことができます。条件変更にあたっては、次の点にご留意ください。

ア 元金据置等の変更は、1つの融資につき累計24か月以内（かつ変更1回につき12か月以内）です。

イ 条件変更後の返済方法についても、毎月の元金均等割賦払い等、上記5 返済方法のとおりとします。

ウ 複数本の融資をご返済中の方で、元金据置を希望される場合は、原則、返済中の全ての融資について、元金据置期間を同時期とする条件変更が必要です。

条件変更を希望する方は、必ず変更前に経営支援課融資係にてお手続きのうえ、区より条件変更あっせん書の交付を受けてください。（手続き方法はP.11 Q5 参照）

区のあっせんに基づく条件変更に関し、変更後の返済期間中（元金据置期間を含む）、区の利子補給が継続します。（あっせんに基づかない条件変更がなされたときは、上記4 利子補給（7）により利子補給を中止します）

7 変更届

区の融資をご利用中の方が、事業所の所在地、代表者等を変更した場合には、変更内容が確認できる書類を添付の上、「荒川区中小企業融資変更届（第17号様式）」（様式データは区ホームページに掲載）を経営支援課融資係に提出してください。なお、お借入先の取扱金融機関による提出も可能です。

□	申 込 書 及 び 添 付 書 類 等	留 意 事 項
1	☐ 荒川区中小企業融資あっせん申込書 (第1～5号様式) ★	申込書上段の太線枠内を記入し、法務局に登録してある法人の実印(代表者印)で押印
2	☐ 荒川区中小企業融資あっせん及び 利子補給等に係わる念書(第16号様式) ☆	記載された融資利用時の遵守事項を確認のうえ、代表者名欄は必ず代表者本人が署名
3	☐ 荒川区中小企業融資信用保証料 補助金交付申請書兼請求書 (第13号様式) ☆	申請者欄 住所、法人名、代表者名 を記入し、 法務局に登録してある法人の実印(代表者印)で押印 補助金 振込先 振込先金融機関名(お借入先と同一とする)、 預金種別、口座番号 及び 口座名義 を記入 ※ 信用保証料の補助が無い融資を申込み場合は、提出不要 ※ あっせん申込み時に口座未開設の場合は、開設でき次第速やかに提出
4	☐ 預 金 通 帳 等	上記3 交付申請書兼請求書に記入した信用保証料補助金の振込先金融機関口座及び名義がわかるもの 普通預金：預金通帳等 当座預金：小切手帳又は入金帳等 取扱金融機関による代理申請の場合は、取引伝票等
5	☐ 確 定 申 告 書 一 式	税務署の受付印のある※直近の確定申告書・決算書一式 (貸借対照表・損益計算書・勘定科目内訳明細書・法人事業概況説明書等を含む) ※ 電子申告した場合 又は令和7年1月以降に窓口等で書面により申告した場合、税務署の受付印は不要 修正申告をしている場合は、修正申告書も 併せて提出
	☐ 受信通知(又はメール詳細)	電子申告した場合 (税目：法人税を含むもの)
6	☐ 法 人 税 又 は 事 業 税 の 納 税 証 明 書	直近の確定申告に対応した期のもの(発行から原則3か月以内) ※ 法人税の納税証明書は、(その1)を提出してください
7	☐ 履 歴 事 項 全 部 証 明 書 (商 業 登 記 簿 謄 本)	発行から3か月以内のもの
	☐ 現代表者住所を確認できる書類	現代表者の住所の一部が表示されていない場合 現代表者の住民票、印鑑証明書等の公的書類(発行から3か月以内のもの)
8	☐ 実 印	あっせん申込書等に押印した法人の実印(代表者印)を持参※ ※ 取扱金融機関による代理申請の場合は不要(押印漏れ、誤記入に注意) ※ 法人住所、名称等のゴム印もあると便利です
9	☐ 印 鑑 証 明 書	あっせん申込書等に押印した法人の実印(代表者印)の証明書 発行から3か月以内のもの
設備・併用資金	☐ 購入する機械設備や車両、改修工事等の 見 積 書 及 び カ タ ロ グ 等	見積書は、見積業者の署名・押印(業者が法人の場合は社判)があり、あっせん申込者宛てに発行された、有効期限内のもの カタログは、購入する機械や車両の概要が分かるもの
	☐ 契 約 書 等	借家・借地の事務所(改修の場合は持ち主の承諾書)
	☐ 建 築 確 認 書 等	新築、増築の場合等で建築確認が必要な場合(後日提出可)
その他(該当する場合)	☐ 許 認 可 書 等	許認可等を必要とする事業を営んでいる場合 例：飲食業(保健所長の許可書)
	☐ 住 民 票 又 は 在 留 カ ー ド 等	代表者が日本国籍を有していない場合 在留資格・在留期間が記載されたもの
	☐ 委 任 状(第15号様式) ☆	取扱金融機関が融資あっせんを代理申請する場合
	☐ 繰上完済後の残高計算書 又 は 借 用 証 書 等	繰上完済後、再度融資を申込み場合 (取扱金融機関から区に完済を報告済の場合は不要)
	☐ 個人の廃業届 及び 法人の開業届	個人事業主から法人になった(法人成り)後に申込み場合
融資種類別	☐ 経済急変対応融資 (原油価格・物価高騰等対応)	試算表、仕入台帳 又は 法人事業概況説明書等
	☐ 経営基盤 強化融資	売上高等状況申告書(第19号様式) ☆ 及び 試算表、売上台帳等
	☐ 小規模企業資金融資 小規模企業特別支援融資	法人事業概況説明書又は 賃金台帳(従業員全員分) 等

★☆☆…申込書等の用紙は、区役所6階⑥番窓口にて配布。☆☆…様式データは、荒川区ホームページからもダウンロード可能。
※ 必要書類の取得場所(所在地・電話番号)については、P.12 Q9に掲載しております。
※ 確定申告書、証明書等の原本は、受付時、申込書に添付する写しをいただいた後に返却いたします。

□	申 込 書 及 び 添 付 書 類 等	留 意 事 項
1	☐ 荒川区中小企業融資あっせん申込書 (第1～5号様式) ★	申込書上段の太線枠内を記入し、印鑑登録している実印で押印 住所欄：事業主が荒川区内在住の場合は自宅住所を、 荒川区外在住の場合は事業所所在地を記入
2	☐ 荒川区中小企業融資あっせん及び 利子補給等に係わる念書(第16号様式) ☆	記載された融資利用時の遵守事項を確認のうえ、代表者名欄は必ず事業 主本人が署名
3	☐ 荒川区中小企業融資信用保証料 補助金交付申請書兼請求書 (第13号様式) ☆	申請者欄 住所、事業所名、事業主氏名 補助金 振込先 振込先金融機関名(お借入先と同一とする)、預金種別、口座 番号及び 口座名義 を記入 ※ 信用保証料の補助が無い融資を申込み場合は、提出不要 ※ あっせん申込み時に口座未開設の場合は、開設でき次第速やかに提出
4	☐ 預 金 通 帳 等	上記3 交付申請書兼請求書に記入した信用保証料補助金の振込先金融機 関口座の番号及び名義がわかるもの 普通預金：預金通帳等 当座預金：小切手帳又は入金帳等 取扱金融機関による代理申請の場合は、取引伝票等
5	☐ 確 定 申 告 書 一 式	税務署の受付印のある※直近の申告書一式 青色申告：青色申告書・青色申告決算書、 白色申告：白色申告書・収支内訳書 ※ 電子申告した場合 又は令和7年1月以降に窓口等で書面により申告し た場合、税務署の受付印は不要 修正申告をしている場合は、修正申告書も 併せて提出 ☐ 受信通知(又はメール詳細)
6	☐ 所 得 税 又 は 事 業 税 の 納 税 証 明 書	直近の確定申告に対応した期のもの(発行から原則3か月以内) ※ 所得税の納税証明書は、(その1)を提出してください
7	☐ 区 民 税 の 納 税 状 況 確 認 印 (上記1あっせん申込書(第1号様式)内 所定箇所)	あっせん申込み前に、区民税の滞納がない旨の確認印をもらってください 取得場所 荒川区役所本庁舎 2階 税務課 税務課宛 提出書類 区税納税状況等確認申請書(第32号様式) ☆ 上記1 あっせん申込書(第1～5号様式) ★ 委任状(第34号様式) ☆(代理人が申請する場合) ※ 区外在住者も、同様の手続きで、区民税(事業所課税分)に係る確認印が必要
8	☐ 実 印	あっせん申込書等に押印した個人の実印を持参※ ※ 取扱金融機関による代理申請の場合は不要(押印漏れ、誤記入に注意)
9	☐ 印 鑑 登 録 証 明 書	あっせん申込書等に押印した個人の実印の証明書 発行から3か月以内のもの
設備・併用資金	☐ 購入する機械設備や車両、改修工事等の 見 積 書 及 び カ タ ロ グ 等	見積書は、見積業者の署名・押印(業者が法人の場合は社判)があり、 あっせん申込者宛てに発行された、有効期限内のもの カタログは、購入する機械や車両の概要が分かるもの
	☐ 契 約 書 等	借家・借地の事務所(改修の場合は持ち主の承諾書)
	☐ 建 築 確 認 書 等	新築、増築の場合等で建築確認が必要な場合(後日提出可)
その他(該当する場合)	☐ 許 認 可 書 等	許認可等を必要とする事業を営んでいる場合 例：飲食業(保健所長の許可書)
	☐ 住 民 票 又 は 在 留 カ ー ド 等	事業主が日本国籍を有していない場合 在留資格・在留期間が記載されたもの
	☐ 委 任 状 (第 15 号 様 式) ☆	取扱金融機関が融資あっせんを代理申請する場合
	☐ 繰上完済後の残高計算書 又は 借用証書等	繰上完済後、再度融資を申込み場合 (取扱金融機関から区に完済を報告済の場合は不要)
	☐ 法人の廃業届 及び 個人の開業届	法人から個人事業主になった(個人成り)後に申込み場合
融資種類別	☐ 経済急変対応融資 (原油価格・物価高騰等対応) 試算表、仕入台帳等	経済急変対応融資(原油価格・物価高騰等対応) を申込み場合 利用要件(仕入高等の5%以上増)に該当する比較対象月の仕入高等を 確認できるもの(メモや仕入高等未整理のものは不可)
	☐ 経営基盤 強化融資 売上高等状況申告書(第19号様式) ☆ 及び 売上台帳、試算表等	売上高等の減少を事由として 経営基盤強化融資 を申込み場合 売上台帳等は、直近3か月及び前年同期3か月の売上高が確認できるもの (メモや売上未整理のものは不可)
	☐ 小規模企業資金融資 小規模企業特別支援融資 賃金台帳 (従業員全員分) 等	小規模企業資金融資 又は 小規模企業特別支援融資 を申込み場合で 決算書上従業員数が確認できない場合、従業員数を確認できるもの

※ 創業支援融資の申込必要書類については、専門相談等で来庁された際に別途ご案内いたします。

※ 融資の種類等により、上表以外の書類が必要になる場合があります。

○ 融資制度に関するよくあるご質問 Q & A

Q1 代表者（事業主）が申込みに行けない場合には、他の者でも手続きはできますか。

A 取扱金融機関による代理申請を除き、第三者によるお申込みはできませんが、事業内容を把握している経理担当者又は配偶者などのご家族であれば構いません。

金融機関が代理申請する場合には、「委任状」（第15号様式）をご持参ください。

また、「荒川区中小企業融資あっせん及び利子補給等に係わる念書」（第16号様式）は、代表者（事業主）の自著による署名入りのものをご持参ください。

なお、創業支援融資及び条件変更のご相談並びにお申込みは、代表者（事業主）ご本人が直接窓口へお越しください。

Q2 東京信用保証協会の保証対象外の業種はどのような業種ですか。

A 保証対象外の業種は、農業・林業・漁業・風俗関連営業・金融業・宗教法人などです。

対象の業種かどうか分からない場合には、直接、信用保証協会へご確認ください。

【問合せ先】東京信用保証協会 千住支店（電話：03-3888-7231）

Q3 あっせん書に有効期限はありますか。

A 有効期限はありませんが、提出書類の中には有効期限（概ね3か月以内）を設けているものもありますので、あっせん書の交付を受けたら、速やかに取扱金融機関に提出し、融資申込みの手続きをしてください。

なお、セーフティネット保証認定書の有効期限は原則、認定日から起算して30日以内です。

Q4 信用保証料の補助金はいつ支払われますか。

A 融資が実行された月の翌々月に、ご指定いただいた金融機関口座へ振込みます。

振込日の約1週間前に「交付決定通知書」を送付しますので、ご確認ください。

Q5 現在返済中の区制度融資について、元金据置等の条件変更の手続方法を教えてください。

A 以下の手順でお手続き願います。（条件変更の内容はP.8の6条件変更を参照）

① お借入先金融機関とのご相談・条件変更内容の決定

ご返済中の区制度融資全てについて、以下の3点を、お借入先金融機関と相談しお決めください。

- いつから（何年何月分の返済から）変更するか。
- 元金返済の据置期間を設けるか、また設ける場合、何か月間元金の返済を据え置くか。
- 返済期間を延長するか、また延長する場合、何か月間延長するか。

⇒ 変更後の毎月及び最終回の元金返済額はいくらになるかを、金融機関にご確認ください。

※ 複数の金融機関からお借入れがある場合、全てのお借入先金融機関との調整が必要です。

② 条件変更あっせんのお申込

代表者（事業主）ご本人が、実印（法人は法人の実印）を持参のうえ、経営支援課融資係の窓口で条件変更あっせんの申込みをしてください。

（申込書用紙は経営支援課の窓口でお渡しし、その場で記入・押印していただきます。）

③ 条件変更あっせん書の発行

区は、融資残高及び変更内容を金融機関に照会し、条件変更あっせん書を発行いたします。

④ 金融機関での条件変更手続き

発行されたあっせん書を速やかにお借入先金融機関に提出し、金融機関で条件変更の手続きをしてください。

Q6 「信用保証料補助金の返還通知」が送られてきましたが、なぜでしょうか。

A 信用保証料の補助を受けた区の融資を繰上完済し、信用保証料の一部が保証協会より返戻された場合には、区が補助した比率（全額又は1/2）に応じて、返戻金を区に返還していただきます。

通知に記載されている返還額などの詳細をご確認のうえ、同封されている納入通知書で返還手続きを行ってください。なお、返還されない場合は、区の制度融資を新たに利用できなくなることがあります。

Q7 区であっせんを受けましたが、都合により融資を申込まなかった場合には、どうすればよいでしょうか。

A 申し込まれたあっせんの取下げをしますので、実印を持参のうえ、あっせん書をすべて区役所にお返しください。その際、経営支援課融資係まで、必ずご連絡ください。

Q8 法人の本社登記は荒川区内ですが、事業実態が他区にある場合にはあっせんの対象になりますか。

A 荒川区内に事業実態がない場合には、あっせんの対象になりません。

また、営業の本拠が実態として区内にあっても、区内に本社登記がない場合には対象になりません。

個人の場合			法人の場合		
事業主住所	営業の本拠地	あっせん対象	本店所在地	営業の本拠地	あっせん対象
区内	区内	○	区内	区内	○
	区外	○※1		区外	×
区外	区内	○※2	区外	区内	×
	区外	×		区外	×

※1 創業支援融資は、荒川区内に営業の本拠地を置き創業する必要があるため、あっせん対象外です。

※2 荒川区に区民税（事業所課税分）を納付している必要があります。

Q9 あっせんの申込みに必要な証明書等はどこで取れますか。

A 必要書類の取得場所については、下表をご覧ください。

	証明書の種類	取得場所	荒川区における 左記の取得場所	所 在 地 電 話 番 号
個人	納税証明書（所得税）	確定申告書提出先 税務署	荒川税務署	荒川区西日暮里 6-7-2 TEL 3893-0151（代）
	納税証明書（事業税）	管轄の都道府県税 事務所	荒川都税事務所	荒川区西日暮里 2-25-1 TEL 3802-8111（代）
	印鑑登録証明書	住民登録をしてい る市区町村役場	荒川区役所本庁舎 戸籍住民課（1階） 又は 区民事務所	荒川区荒川 2-2-3 TEL 3802-3111（代）
	住 民 票			
	区民税 納付状況確認印	荒川区役所本庁舎 税務課（2階）		
法人	納税証明書（法人税）	確定申告書提出先 税務署	荒川税務署	荒川区西日暮里 6-7-2 TEL 3893-0151（代）
	納税証明書（事業税）	管轄の都道府県税 事務所	荒川都税事務所	荒川区西日暮里 2-25-1 TEL 3802-8111（代）
	履歴事項全部証明書 （商業登記簿謄本）	法務局	東京法務局 北出張所	北区王子 6-2-66 TEL 3912-2608（代）
	印鑑証明書			

（令和7年4月1日現在）

○ セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項）

この制度は、取引先の再生手続き等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻及び大規模な経済危機等による信用の収縮などにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への円滑な資金供給を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠に保証するものです。

当制度を利用するには、中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項に該当する中小企業者について、**事業所の住所地※を管轄する区市町村の窓口**に下記の必要書類を提出して認定を受け、認定書を金融機関又は所在地を担当する信用保証協会に持参の上、保証付融資を申込むことが必要です。

※ 事業所の住所地：【個人】事業実体のある事業所のある所在地

【法人】事業実体のある事業所のある所在地 又は登記上の住所地

指定案件・指定業種等

対象となる指定案件、指定業種及び指定期間等については変更されることがありますので、中小企業庁ホームページをご確認ください。

セーフティネット保証制度
中小企業庁ホームページ

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.html

経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号）

- ・ 1号認定※：連鎖倒産防止
- ・ 2号認定※：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- ・ 3号認定※：突発的災害（事故等）
- ・ 4号認定※：突発的災害（自然災害等）
- ・ 5号認定：業況の悪化している業種（全国的）
- ・ 6号認定※：取引金融機関の破綻
- ・ 7号認定：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- ・ 8号認定：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

※ 経営安定関連保証
1号～4号認定
及び 6号認定は
責任共有制度対象外

危機関連保証※（中小企業信用保険法第2条第6項）[平成30年4月1日施行]

- ・ 危機関連保証制度：大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応

※ 危機関連保証は
責任共有制度対象外

申請書類

認定の種類により、下記以外の書類が必要になる場合があります。

✓	提出書類等	備 考
	認定申請書	2通（正・副）
	試算表・売上台帳等	売上減少を認定要件とする場合。比較対象月の売上がわかるもの
	確定申告書一式	税務署の受付印のある※直近の確定申告書・決算書一式 ※ 電子申告した場合又は令和7年1月以降に窓口等で書面申告した場合、税務署の受付印は不要
	受信通知（メール詳細）	電子申告の場合（税目：法人税又は所得税を含むもの）
	印鑑証明書	発行から3か月以内のもの
	履歴事項全部証明書	法人の場合。発行から3か月以内のもの
	実印	金融機関が代理申請をする場合は不要
	許認可書等	許認可等を必要とする事業を営んでいる場合
	委任状（第15号様式）	金融機関が代理申請をする場合

※ 確定申告書、証明書等の原本は、受付時、書類に添付する写しをいただいた後にお返しいたします。

○ 融資に関するご相談（中小企業診断士等による専門相談）

区では、融資に関する創業、事業承継等の各種専門相談、融資の利用及び申込書類に関するご相談等を受け付けています。融資に関するご相談は、経営支援課融資係にお問い合わせください。

なお、創業支援融資、新分野進出等支援融資及び事業承継支援融資を利用する場合には、事前に中小企業診断士による専門相談を受けていただく必要があります。

○ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）への利子補助

東京商工会議所荒川支部の推薦に基づき、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を利用する小規模事業者の方に、マル経融資の支払利子の半額を3年間荒川区が補助します。

<マル経融資に関するお問合せ>

東京商工会議所 荒川支部（荒川区荒川 2-1-5 セントラル荒川ビル 9 階 電話 3803-0538）

○ 関係機関等のご案内

<東京信用保証協会>

（令和7年4月1日現在）

融資相談窓口	所在地	電話番号
（荒川区地域担当） 東京信用保証協会 千住支店	足立区千住仲町 40-10 住友生命北千住ビル 2 階	3888-7231

<その他の融資相談等窓口>

融資相談窓口	所在地	電話番号
東京都 産業労働局 金融部 金融課	新宿区西新宿 2-8-1	5320-4877
日本政策金融公庫	（南千住・荒川・町屋地区担当） 千住支店 国民生活事業	足立区千住仲町 41-1 大樹生命北千住ビル 2 階 0570-031482 （ナビダイヤル）
	（尾久・日暮里地区担当） 上野支店 国民生活事業	台東区東上野 2-18-10 日本生命上野ビル 5 階 0570-032371 （ナビダイヤル）
	（荒川区担当） 千住支店 中小企業事業	足立区千住仲町 41-1 大樹生命北千住ビル 7 階 3870-2125
商工組合中央金庫 上野支店	台東区上野 1-10-12	3834-0111
東京商工会議所 荒川支部	荒川区荒川 2-1-5 セントラル荒川ビル 9 階	3803-0538

○ ご利用いただける荒川区取扱金融機関

(令和7年4月1日現在)

荒川区中小企業融資制度のお借入先は、下記の金融機関よりお取引状況等のご都合にあわせてお選びください。
 なお、区のあっせん申込み前に金融機関にご相談いただくと、あっせん後の手続きがスムーズになります。

金融機関名	電 話	所 在 地
み ず ほ 銀 行 ※1		
三ノ輪 支店	(～R7.4.4迄) 6631-9555	荒川区南千住1-32-9
根 津 支店		文京区千駄木2-7-9
動 坂 支店	(R7.4.7～) 6631-9542	文京区千駄木4-7-8
尾 久 支店		北区田端新町2-26-1
王 子 支店		北区王子1-10-17
三 菱 U F J 銀 行		
日 暮 里 支店	3891-4135	荒川区東日暮里3-46-7
三 河 島 支店	3891-8151	荒川区東日暮里3-46-7
上 野 支店	3831-9194	台東区上野6-1-14
三 井 住 友 銀 行		
日 暮 里 支店	3802-4131	荒川区西日暮里2-15-6
町 屋 支店	3833-1256	台東区台東4-11-4
上 野 支店	3833-1251	台東区台東4-11-4
り そ な 銀 行		
日 暮 里 支店	3891-5161	荒川区西日暮里2-29-3
千 住 支店	3882-5111	足立区千住2-55
千 葉 銀 行		
千 住 支店	5284-1051	足立区千住1-4-1
き ら ぼ し 銀 行		
三 河 島 支店	3834-4205	台東区上野1-20-10 風月堂本店ビル3階
阿 波 銀 行		
東京城北 支店	3927-1051	北区王子2-30-3
東 日 本 銀 行		
尾 久 支店	3893-6411	荒川区西尾久3-21-3
町 屋 支店	3893-6411	荒川区西尾久3-21-3
大 東 京 信 用 組 合		
日 暮 里 支店	3802-8181	荒川区東日暮里5-11-5
第 一 勧 業 信 用 組 合		
鶯 谷 支店	3874-8621	台東区根岸3-13-2
尾 久 支店	3893-7205	荒川区西尾久1-21-15
文 化 産 業 信 用 組 合		
本 店	3292-2711	千代田区神田神保町1-101
東 浴 信 用 組 合		
本 店	5687-2640	千代田区東神田1-10-2

金融機関名	電話	所在地
朝日信用金庫		
荒川 支店	3895-3011	荒川区町屋6-1-1
根岸 支店	3875-1401	台東区根岸4-15-11
東尾久 支店	3895-2222	荒川区荒川5-31-7
西尾久 支店	3810-0111	荒川区西尾久2-30-1
合羽橋 支店	3844-6191	台東区松が谷3-18-13
浅草 支店	3876-0701	台東区浅草4-49-12
根津 支店	3822-2411	文京区千駄木2-44-3
(荒川南支店)※2	3807-8711	荒川区荒川1-22-11
東京東信用金庫		
荒川 支店	3806-6801	荒川区荒川4-25-9
尾久 支店	3894-4131	荒川区東尾久4-4-15
町屋 支店	3895-9671	荒川区町屋3-31-14
城北信用金庫		
王子営業部	3913-1151	北区王子2-13-1
東尾久 支店	3895-3711	荒川区東尾久2-37-18
日暮里中央 支店	3891-4121	荒川区東日暮里6-6-4
尾久中央 支店	3893-8121	荒川区西尾久3-8-1
動坂 支店	3821-8161	文京区千駄木3-24-10
梶原 支店	3914-5611	北区堀船3-31-9
日暮里駅前 支店	3803-5121	荒川区東日暮里5-51-10
南千住 支店	3802-1111	荒川区南千住5-40-16
本店営業部	3891-2111	荒川区荒川3-79-7
町屋 支店	3892-8101	荒川区町屋1-3-9
尾久駅前 支店	3894-4141	北区昭和町2-8-1
瀧野川信用金庫		
本店	3893-6151	北区田端新町3-25-2
(田端支店)※3	3828-6211	北区田端1-13-11
巣鴨信用金庫		
西日暮里 支店	3802-2111	荒川区西日暮里5-34-4
王子 支店	3927-6111	北区王子1-22-15

[17金融機関 49店舗]

※1 みずほ銀行での融資相談等については、エンゲージメント
 オフィス(R7.4.7～法人営業オフィスに名称変更) (住
 所:千代田区神田錦町2-11) にて行います。

※2 朝日信用金庫荒川南支店での融資の取扱は、同金庫の根岸
 支店が担当となります。(詳しくは、当該支店にお尋ね下さい)

※3 瀧野川信用金庫田端支店での融資の取扱は、同金庫本店と
 なります。(詳しくは、当該支店にお尋ね下さい)

金融機関各支店は、合併・統廃合等により、店舗名が変更
 になる場合があります。